年　　月　　日

求 職 活 動 報 告 書

認可保育園等の申込みを行い利用調整結果が待機であった方や、「教育・保育給付認定」・「施設等利用給付認定」の申請時に提出された「就労証明書（区様式）」の内容が、就労事由の最低基準である**月48時間以上**を満たしていなかった方もこちらの提出が必要です。

こちらの提出と合わせて求職活動の状況がわかる書類（※）が必要です。

※例：面接日の案内通知や不採用通知、その他ハローワークが認める求職活動を証する証明
※現在の認定期間中に活動した実績がわかるものが必要です。

求職中の保護者氏名		
住所	江東区　　丁目　　－　　号	
児童の氏名	フリガナ	フリガナ
生年月日	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
クラス年齢 （令和9年4月1日時点での年齢）	歳児クラス	歳児クラス
申込状況	□ 認可保育園に申込中である（教育・保育給付認定） →第一希望園名：	□ 認可保育園に申込中である（教育・保育給付認定） →第一希望園名：
	□ 認可保育園に在園していない、かつ、利用申込みをしておらず、認可外保育施設や一時保育を利用している（施設等利用給付認定または教育・保育給付認定のみ受けている）	□ 認可保育園に在園していない、かつ、利用申込みをしておらず、認可外保育施設や一時保育を利用している（施設等利用給付認定または教育・保育給付認定のみ受けている）

●申込み時に求職活動中だった方 <求職活動の状況について「会社名」や「勤務条件」等**具体的に記入してください。**>

求職活動日	具体的な活動内容	結果
例）令和9年5月1日	ハローワーク●●で求人情報を探し、●●会社の事務職に応募した。 （勤務条件：●時～●時までの勤務で週●日出勤）	不採用 →不採用通知（文書やメール）を提出してください。
例）令和9年6月1日	求人情報誌●●から、●●会社へ履歴書を送付した。 （勤務条件：●時～●時までの勤務で週●日出勤）	面接、6月30日実施予定 →面接日の案内通知（文書やメール）を提出してください。

●申込み時に就労事由の最低基準に満たない就労（内定）をしていた方 <現在の状況について記入してください。>

就労事由の最低基準である月４８時間以上が常態の勤務形態に雇用契約が変更された。	□　はい	□　いいえ

「はい」と回答した方	外勤の方	就労証明書（区様式）を提出してください。
	自営業の方 （経営者、会社役員、家族・親族経営の会社に勤務する場合も含む）	就労証明書（区様式）・**※その他必要書類**を提出してください。 ※その他必要書類は「認可外保育施設等を利用されている方への補助金」をご参照ください。
「いいえ」と回答した方	勤務条件として就労時間が「月48時間以上」となるように求職活動をしていない場合は、**認可保育園等の申込みの取下げとなる他、認定期間の更新をすることができません。** ※就労先を増やす等で求職活動を行っている場合は上記に活動内容を記載してください。	

<注意事項>

本書（求職活動報告書）と求職活動の状況がわかる書類は、「教育・保育給付」又は「施設等利用給付」認定有効期間終了月中(※)に提出してください。

※ **認定有効期間は3か月です。認定開始日が"○月１日"か"２日以降"によって３か月の期間が変わりますので注意ください。**
例）開始日が４月１日の場合：４月１日～６月末までが認定有効期間になるため６月中に本届と根拠資料の提出が必要です。
例）開始日が４月２日の場合：４月２日～７月末までが認定有効期間になるため７月中に本届と根拠資料の提出が必要です。

- 認可保育園等に申込み中の方で、本書と求職活動の状況がわかる書類の提出がない場合は、教育・保育給付認定有効期間終了月の翌月の利用調整をもって**申込みが取下げとなります。**
- 就労（内定）している場合も**就労事由の最低基準を満たしていない場合**は求職活動中とみなし、上記と同様に取扱います。
- **本書のみでは認定期間の更新はできません。必ず求職活動の状況がわかる書類と併せて提出してください。**